

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2024年3月16日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(取扱区間)</p> <p><b>第 23 条</b> IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p> <p>(1) 別表第 1 号に定める区間</p> <p>(2) 別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p> <p>(3) 別表第 1 号に定める区間内の各駅と別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p> <p>(4) 別表第 2 号に定める区間</p> <p>(5) 別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p> <p>(6) 別表第 2 号に定める区間内の各駅と別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p>	<p>(取扱区間)</p> <p><b>第 23 条</b> IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p> <p>(1) 別表第 1 号に定める区間 <u>(ただし同表に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</u></p> <p>(2) 別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間 <u>又は別表第 1 号に定める区間</u> を経由する場合に限ります。）</p> <p>(3) 別表第 1 号に定める区間内の各駅と別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 <u>(ただし別表第 1 号に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</u></p> <p>(4) 別表第 2 号に定める区間 <u>(ただし、いずれも同表第 1 項若しくは第 2 項に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</u>  <u>イ 同表第 1 項に定める区間</u>  <u>ロ 同表第 2 項に定める区間</u>  <u>ハ 同表第 1 項に定める区間内の各駅と同表第 2 項に定める区間内の各駅との相互間</u></p> <p>(5) 別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間 <u>又は別表第 2 号に定める区間</u> を経由する場合に限ります。）</p> <p>(6) 別表第 2 号に定める区間内の各駅と別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 <u>(ただし別表第 2 号に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</u></p>

改正前	改正後
<p>(7) 別表第3号に定める区間</p> <p>(8) 別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。）</p> <p>(9) 別表第3号に定める区間内の各駅と別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第3号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。）</p> <p>(10) 別表第3号の3に定める区間</p> <p>(11) 別表第3号の4に定める区間</p> <p>(12) 別表第3号の5に定める区間</p> <p>2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第4号に定める区間とします。</p> <p>3 前2項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両では利用できません。</p> <p>4 Suica 企画乗車券の取扱区間は、別に定めるものによります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(7) 別表第3号に定める区間 <u>(ただし同表に定める区間又は別表第3号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</u></p> <p>(8) 別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（ただし同表に定める Suica 乗車可能区間 <u>又は別表第3号に定める区間</u> を経由する場合に限りませす。）</p> <p>(9) 別表第3号に定める区間内の各駅と別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅相互間 <u>(ただし別表第3号に定める区間又は別表第3号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</u></p> <p>(10) 別表第3号の3に定める区間</p> <p>(11) 別表第3号の4に定める区間</p> <p>(12) 別表第3号の5に定める区間</p> <p>2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第4号に定める区間 <u>及び別表第4号に定める区間内の各駅と別表第4号の2に定める区間内の各駅との相互間</u> とします。</p> <p>3 前2項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両では利用できません。</p> <p>4 Suica 企画乗車券の取扱区間は、別に定めるものによります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(制限事項等)</p> <p><b>第24条</b> 1回の乗車につき、2枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(制限事項等)</p> <p><b>第24条</b> 1回の乗車につき、2枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅 <u>又は有効区間内の駅</u> を発駅 <u>又は</u> 着駅とする乗車券を併用する場合</p>	<p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅 <u>若しくは有効区間内の駅</u> を発駅 <u>若しくは</u> 着駅とする乗車券を併用す</p>

改正前	改正後
<p>(Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。) 又は新幹線、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車若しくは田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</p> <p>6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。</p> <p>7 新幹線の特別急行列車、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。</p> <p>(1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の特別急行列車の停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p> <p>(2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p> <p>(3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p><b>第 26 条</b> Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。) 第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券(旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。) 並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄</p>	<p>る場合 (Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。) 又は新幹線、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車若しくは田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</p> <p>6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。</p> <p>7 新幹線の特別急行列車、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。</p> <p>(1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の特別急行列車の停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p> <p>(2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p> <p>(3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p><b>第 26 条</b> Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。) 第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券(旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。) 並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄</p>

改正前	改正後								
<p>道会社線発、着又は通過となるものにより発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものにより発売します。</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica特別車両券の発売等)</p> <p><b>第27条</b> Suica特別車両券は、旅客規則第58条第 1 項第 2 号ロの規定（ただし、第23条第 2 項に定める取扱区間に限ります。）を準用し、Suica特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持するICカード乗車券に当該ICカード乗車券のSFと引換えに発売します。</p> <p>2 Suica特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額をICカード乗車券に電子的に記録することにより発売します。</p> <p><u>3</u> Suica特別車両券に適用する特別車両料金は、<u>旅客規則第130条第 1 項第 2 号ハの（イ）の a 又は同条同項同号ハの（ロ）の a に定める額</u>とします。</p> <p><u>4</u> Suica特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、ICカード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。</p> <p><u>5</u> Suica特別車両券は、発売当日から有効となるものにより発売します。</p>	<p>道会社線発、着又は通過となるものにより発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものにより発売します。</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、<u>第 4 号ハ</u>、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica特別車両券の発売等)</p> <p><b>第27条</b> Suica特別車両券は、旅客規則第58条第 1 項第 2 号ロの規定（ただし、第23条第 2 項に定める取扱区間に限ります。）を準用し、Suica特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持するICカード乗車券に当該ICカード乗車券のSFと引換えに発売します。</p> <p>2 Suica特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額をICカード乗車券に電子的に記録することにより発売します。</p> <p><u>3 東海旅客鉄道株式会社線東海道本線函南・沼津間の各駅から湯河原以遠(真鶴方面)の各駅にまたがって乗車する場合で、特別車両に乗車後、旅客が車内で乗務員にSuica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券を提示したときは、別に定めるところにより、Suica特別車両券を発売します。</u></p> <p><u>4</u> Suica特別車両券に適用する特別車両料金は、<u>次表に定める額</u>とします。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1098 1971 1305"> <thead> <tr> <th><u>営業キロ</u> <u>地 帯</u></th> <th><u>50キロメートル</u> <u>まで</u></th> <th><u>100キロメートル</u> <u>まで</u></th> <th><u>101キロメートル</u> <u>以上</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>料 金</u></td> <td style="text-align: right;">円 <u>750</u></td> <td style="text-align: right;">円 <u>1,000</u></td> <td style="text-align: right;">円 <u>1,550</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5</u> Suica特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、ICカード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。</p> <p><u>6</u> Suica 特別車両券は、発売当日から有効となるものにより発売します。</p>	<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>50キロメートル</u> <u>まで</u>	<u>100キロメートル</u> <u>まで</u>	<u>101キロメートル</u> <u>以上</u>	<u>料 金</u>	円 <u>750</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,550</u>
<u>営業キロ</u> <u>地 帯</u>	<u>50キロメートル</u> <u>まで</u>	<u>100キロメートル</u> <u>まで</u>	<u>101キロメートル</u> <u>以上</u>						
<u>料 金</u>	円 <u>750</u>	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,550</u>						

改正前	改正後																										
(中略)	(中略)																										
<p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p><b>第 55 条</b> Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただし、その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。</p> <p><del>2 前項の規定により Suica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。</del></p> <p>(列車の運行不能の場合の取扱方)</p> <p><b>第 56 条</b> Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p>	<p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p><b>第 55 条</b> Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただし、その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(列車の運行不能の場合の取扱方)</p> <p><b>第 56 条</b> Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p>																										
(中略)	(中略)																										
<p><b>別表第 2 号</b>（第23条） 仙台附近のICカード乗車券取扱区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北本線</td> <td>矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間</td> </tr> <tr> <td>常 磐 線</td> <td>小高・岩沼間</td> </tr> <tr> <td>仙 山 線</td> <td>仙台・愛子間</td> </tr> <tr> <td>仙 石 線</td> <td>あおば通・石巻間</td> </tr> <tr> <td>磐越東線</td> <td>船引・郡山間</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	区 間	東北本線	矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間	常 磐 線	小高・岩沼間	仙 山 線	仙台・愛子間	仙 石 線	あおば通・石巻間	磐越東線	船引・郡山間	<p><b>別表第 2 号</b>（第23条） 仙台附近のICカード乗車券取扱区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>項</u></th> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>1</u></td> <td>東北本線</td> <td>矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間</td> </tr> <tr> <td>常 磐 線</td> <td>小高・岩沼間</td> </tr> <tr> <td>仙 山 線</td> <td>仙台・愛子間</td> </tr> <tr> <td>仙 石 線</td> <td>あおば通・石巻間</td> </tr> <tr> <td>磐越東線</td> <td>船引・郡山間</td> </tr> </tbody> </table>	<u>項</u>	線 区	区 間	<u>1</u>	東北本線	矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間	常 磐 線	小高・岩沼間	仙 山 線	仙台・愛子間	仙 石 線	あおば通・石巻間	磐越東線	船引・郡山間
線 区	区 間																										
東北本線	矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間																										
常 磐 線	小高・岩沼間																										
仙 山 線	仙台・愛子間																										
仙 石 線	あおば通・石巻間																										
磐越東線	船引・郡山間																										
<u>項</u>	線 区	区 間																									
<u>1</u>	東北本線	矢吹・小牛田間（除く新幹線）、岩切・利府間、松島・高城町間																									
	常 磐 線	小高・岩沼間																									
	仙 山 線	仙台・愛子間																									
	仙 石 線	あおば通・石巻間																									
	磐越東線	船引・郡山間																									

改正前		改正後	
-----	--	-----	--

磐越西線	郡山・郡山富田間
陸羽東線	小牛田・古川間

	磐越西線	郡山・郡山富田間
	陸羽東線	小牛田・古川間
<u>2</u>	<u>奥羽本線</u>	<u>かみのやま温泉・村山間（特別急行列車に乗車する場合を除きます）</u>
	<u>左沢線</u>	<u>北山形・寒河江間</u>

別表第2号の2（第23条） 仙台附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅
東北本線	小牛田・平泉間（除く新幹線）	一ノ関、平泉
仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺
石巻線	小牛田・石巻間	
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方
奥羽本線	福島・ <u>新庄間</u> （特別急行列車に乗車する場合を除きます）	<del>山形（福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除きます）</del>
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉

（中略）

別表第4号（第23条） Suica特別車両券の取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間（除く新幹線）、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間

別表第2号の2（第23条） 仙台附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅
東北本線	小牛田・平泉間（除く新幹線）	一ノ関、平泉
仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺
石巻線	小牛田・石巻間	
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方
奥羽本線	福島・ <u>かみのやま温泉間、村山・新庄間</u> （ <u>いずれの区間でも</u> 特別急行列車に乗車する場合を除きます）	
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉

（中略）

別表第4号（第23条） Suica特別車両券の取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間（除く新幹線）、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間

改正前		改正後	
横須賀線	大船・久里浜間	横須賀線	大船・久里浜間
伊東線	熱海・伊東間	伊東線	熱海・伊東間
東北本線	東京・宇都宮間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間	東北本線	東京・宇都宮間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間
高崎線	大宮・高崎間（除く新幹線）	高崎線	大宮・高崎間（除く新幹線）
上越線	高崎・新前橋間	上越線	高崎・新前橋間
両毛線	新前橋・前橋間	両毛線	新前橋・前橋間
常磐線	日暮里・高萩間	常磐線	日暮里・高萩間
総武本線	東京・成東間	総武本線	東京・成東間
外房線	千葉・上総一ノ宮間	外房線	千葉・上総一ノ宮間
内房線	蘇我・君津間	内房線	蘇我・君津間
成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間	成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間

**別表第4号の2（第23条） 東海旅客鉄道株式会社線におけるSuica特別車両券の取扱区間**

線 区	区 間
東海道本線	熱海・沼津間（除く新幹線）

**別表第5号（第24条） 新幹線等でのICカード乗車券取扱区間**

線 区	区 間
東北本線（新幹線）	東京・那須塩原間、郡山・古川間、北上・盛岡間
高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間
北陸新幹線	高崎・上越妙高間（ただし、安中榛名・上越妙高間は

**別表第5号（第24条） 新幹線等でのICカード乗車券取扱区間**

線 区	区 間
東北本線（新幹線）	東京・那須塩原間、郡山・古川間、北上・盛岡間
高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間
北陸新幹線	高崎・上越妙高間（ただし、安中榛名・上越妙高間は

改正前		改正後	
	第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券に限ります。)		第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券に限ります。)
田沢湖線	雫石・盛岡間	田沢湖線	雫石・盛岡間
		<u>奥羽本線</u>	<u>かみのやま温泉・村山間</u>
別表第 5 号の 2 (第 23 条の 2) 取扱区間以外の特殊取扱駅		別表第 5 号の 2 (第 23 条の 2) 取扱区間以外の特殊取扱駅	
線 区	取扱箇所	線 区	取扱箇所
東北本線 (新幹線) 及び東北新 幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、水沢江刺、いわて沼宮内・新青森間の各駅	東北本線 (新幹線) 及び東北新 幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、水沢江刺、いわて沼宮内・新青森間の各駅
上越線 (新幹線)	越後湯沢、浦佐	上越線 (新幹線)	越後湯沢、浦佐
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅	北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅
上越線	ガーラ湯沢	上越線	ガーラ湯沢
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖	田沢湖線	大曲、角館、田沢湖
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、 <del>かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山</del> 、大石田、新庄	奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、大石田、新庄
(以下略)		(以下略)	